

3年生消費者教育高校講座（令和4年10月12日）

10月12日（水）、3年生は政治的教養を育む教育の一環として「消費者教育高校講座」を実施しました。今年の4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられ、自分の意思と責任でさまざまな契約を結ぶことができるようになりました。そこで今回、新潟県司法書士会副会長の八田賢司（はったけんじ）様を講師にお迎えし、契約の基礎知識、若者に多い消費者トラブルなどについて講話をしていただきました。講話の中では、トラブルがあった時「法律を知らなかった」では済まされないこと、契約の成立を意味する「承諾」を撤回したいという相談が多いこと、クレジットカードは未来（将来）の自分からの前借りであること、特にリボ払いは手数料が加算されることなどについて説明がありました。

若者は経験が少なく、甘い言葉に騙されやすい面があります。また便利で、困っているときに助けてくれるクレジットカードも使い方によっては自己破産につながるおそれがあります。高校生のうちから基本的なことを学び、注意して行動できる人間になってもらいたいです。

